

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による平成 30 年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 14 日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

# 定 例 監 査 結 果 報 告 書

## 1 監査対象部署 教育委員会事務局

未来の教育課，教育研究センター，空とこども絵本館  
図書館，南部図書館，教育庶務課，青少年育成課  
ひととものづくり科学館

## 2 監査実施日 平成31年1月17日

## 3 監査実施場所 監査委員室，ひととものづくり科学館

## 4 監査の範囲 平成30年度の財務に関する事務及び事業の管理全般

## 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖

監査委員 杉林 憲治

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，教育次長ほか関係職員の同席の下，課長等から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<青少年育成課>

放課後児童クラブは、放課後児童の居所の確保や健全育成を支援し、児童と家庭を繋ぐ補完機関としての役割を担っており、有効な行政サービスの一翼として定着している。そのような状況や設置の趣旨を踏まえ、事業内容が地域によって大きく差ができることのないよう定期的に各クラブの事業運営状況を把握し、市としての統一的な内部規約等を設けられないか引き続き検討されたい。

<ひとものづくり科学館>

ひとものづくり科学館は、平成26年3月にオープンし、まちなかの賑わいに寄与している。平成28年度に学童期より科学教育を身近に学べるよう市長部局から教育委員会に事務事業を移管し、科学教室や企画展等の充実を図ったことで学校団体の利用が増加した。また、シニア層への利用促進にも努めているということだが、新規利用者や地元のリピーターの増加を図るため、現状の利用状況を検証して市民ニーズや動向を探り、幅広い年齢層が来館しやすい開館時間の設定や魅力的な企画の実施など、今後も創意工夫されたい。